

参考 令和5年度の実績

第1 道路交通環境の整備

1 生活道路等における人優先の安全・安心な歩行空間の整備

(1) 生活道路における交通安全対策の推進

【緑政土木局】

(1) 歩道整備

県道名古屋一宮線始め32路線

(2) その他の交通安全施設整備の計画

防護柵、道路標識、道路反射鏡、路面標示等の整備を実施

(2) 通学路等における交通安全の確保

【緑政土木局】

(1) 歩道整備

県道名古屋一宮線始め32路線

(2) 通学路路肩のカラー化整備

市道下山日向町第1号線始め15路線

(3) その他の交通安全施設整備の計画

防護柵、道路標識、道路反射鏡、路面標示等の整備を実施

(3) 高齢者、障害者等の安全に資する歩行空間等の整備

【健康福祉局、緑政土木局、県警察本部】

(1) ユニバーサルゾーンの設定（設定ゾーン：令和6年3月31日現在）

年度	施設名	設定区域
昭和 57	愛知県立名古屋盲学校および同千種ろう学校周辺	千種区北千種一丁目・若水二丁目
	盲導犬総合訓練センターおよび身体障害者授産施設明和寮周辺	港区十一屋一丁目
58	愛知県立名古屋養護学校および同第1 青い鳥学園周辺	西区中小田井五丁目
	名古屋市総合社会福祉会館周辺	北区清水四丁目
	身体障害者通所授産施設旧リサイクルみなみ作業所周辺	南区泉楽通4丁目
59	身体障害者授産施設光和寮および旧名古屋ライトハウス図書館周辺	昭和区川名本町1丁目
	身体障害者通所授産施設名身連第1 ワークスおよび健身会館周辺	熱田区横田二丁目、森後町
	名古屋市障害者スポーツセンター周辺	名東区勢子坊二丁目
60	身体障害者更生施設・身体障害者通所授産施設緑風荘周辺	千種区猫ヶ洞通1丁目
61	愛知県立港養護学校周辺	港区港明一丁目

平成元年	身体障害者通所授産施設むつみグリーンハウス周辺	中区古渡町
2	名古屋市総合リハビリテーションセンター周辺	瑞穂区弥富町
	身体障害者通所授産施設わだちコンピューターハウス周辺	昭和区下構町1丁目
	身体障害者福祉ホームサマリアハウス周辺	昭和区恵方町2丁目
3	名古屋盲人情報文化センター周辺	港区港陽一丁目
4	名身連福祉センター周辺	中村区中村町、豊国通1丁目
6	身体障害者福祉ホームコムヌーモすずらん周辺	北区大曾根一丁目
	身体障害者通所授産施設リサイクル港作業所周辺	港区正徳町6丁目
7	身体障害者療護施設・デイサービス施設あしたの丘周辺	天白区八幡山
14	身体障害者療護施設・デイサービス施設 杜の家・ひまわりの風周辺	名東区梅森坂三丁目
16	北部地域療育センター・よつ葉の家周辺	西区新福寺町
17	西部地域療育センター・小本育成苑周辺	中川区小本一丁目
18	南部地域療育センター・そよ風周辺	南区三吉町
19	あけぼの学園等周辺	天白区植田山一・二・三・四・五丁目
20	南養護学校周辺	熱田区三本松町、花表町
21	クオリティライフ城北21周辺	北区・西区
23	名古屋市児童福祉センター周辺地区	昭和区折戸町4丁目
24	森孝しぜんかん周辺地区	守山区森孝一丁目
27	サポートセンターやまぶき周辺地区	東区出来町
29 30	ゆたか希望の家周辺	緑区鳴海町
令和3年	戸田川グリーンヴィレッジ周辺	中川区豊治学区

※施設の周辺500m以内を一応の基準とし、道路・通学路・学区・市民の通行実態などを総合的に考慮して区域を定める。

【緑政土木局】

(2) 実績なし

(3) 歩道整備

県道名古屋一宮線始め32路線

(4) その他の対策

視覚障害者誘導用ブロックの整備を実施

【県警察本部】

(5) ゾーン30プラスの設置(令和5年度実施) 1地区

管轄警察署	地 区 名	面積 (k m ²)
中 村	柳地区	0.280

3 幹線道路における交通安全対策の推進 （２）事故危険箇所対策の推進	
【緑政土木局】 事故危険箇所対策として、令和３年～令和７年の名古屋市管理道路の対策箇所として３６箇所を抽出し、１０箇所の対策を実施した。	
（５）適切に機能分担された道路網の整備	
【緑政土木局】 （１）都市計画道路の整備 東志賀町線始め 19 路線 【中部地方整備局】 （２）バイパス及び環状道路の整備 一般国道 302 号（西南部、西北部、東北部） L＝36.4 km（市域内延長） 【名古屋高速道路公社】 （３）高速都心環状線（都心環状線部） L＝約 10.3 km 高速 1 号楠線（東片端 JCT～楠 JCT） L＝約 5.6 km 高速 2 号東山線（新洲崎 JCT～高針 JCT） L＝約 10.3 km 高速 3 号大高線（鶴舞南 JCT～名古屋南 JCT） L＝約 12.1 km 高速 4 号東海線（山王 JCT～東海 JCT） L＝約 12.0 km 高速 5 号万場線（新洲崎 JCT～名古屋西 JCT） L＝約 6.8 km 高速 6 号清須線（明道町 JCT～清洲 JCT） L＝約 7.0 km 高速 11 号小牧線（楠 JCT～小牧 IC） L＝約 8.2 km 高速 16 号一宮線（清洲 JCT～一宮市緑四丁目） L＝約 8.9 km ※名古屋高速道路の供用延長 81.2 km	
（８）交通安全施設等の高度化	
【緑政土木局】 道路標識の高輝度化、高視認性区画線等の交通安全施設等の整備を実施した。	
4 交通安全施設等整備事業の推進 （３）幹線道路対策の推進	
【緑政土木局】 事故危険箇所対策として、令和３年～令和７年の名古屋市管理道路の対策箇所として３６箇所を抽出し、１０箇所の対策を実施した。	
（７）連絡会議等の活用	
【スポーツ市民局、緑政土木局、中部地方整備局、県警察本部】 「愛知県道路交通環境安全推進連絡会議」、「交通死亡事故抑止対策アドバイザー会議」、「名古屋市交通安全対策連絡会議」を活用し、積極的に交通事故対策を推進した。	
7 無電柱化の推進	
【緑政土木局】 （１）名古屋環状線始め 6 路線 道路延長 L＝21.8 km	

9 自転車利用環境の総合的整備

(1) 自転車通行空間の整備等

【緑政土木局】

交通事故、道路形態等の総合的な分析を、公安委員会と一致協力して行い、より効果的な交通安全施設の整備を拡充

(1) 自転車利用環境整備

市道木挽町通始め3路線 4.6km

市道七間町通 0.1km

今池地区

(2) 自転車等の駐車対策の推進

【緑政土木局】

(1) 自転車駐車場の整備

場所	整備台数
栄地区	701
上前津駅	93

(2) 放置自転車対策

5月及び11月の放置自転車追放月間で全市一斉に駅周辺等で街頭啓発キャンペーンを実施した。

名古屋市自転車等の放置の防止に関する条例に基づき指定した103箇所の自転車等放置禁止区域内に放置された自転車等は即時撤去し、その他の地区のものは一定期間経過後撤去するなどの措置を実施した。

なお、保管期間（1か月）を経過したものは、リサイクルの選別をした後廃棄処分した。

撤去台数	返還台数	リサイクル台数	処分台数
32,431	18,370	12,343	1,852

11 交通需要マネジメントの推進

(1) 公共交通機関利用の促進

【住宅都市局】

公共交通機関利用の促進のための情報提供

公共交通の利用促進を図るため、主たる通学手段や経路が定まっていない大学新入生を対象にパンフレットを周知した。

12 災害に備えた道路交通環境の整備

(1) 災害に備えた道路の整備

【緑政土木局】

橋梁の耐震対策 大当郎橋始め9橋

【中部地方整備局】

橋梁の耐震対策 国道1号、23号

13 総合的な駐車対策の推進

(3) 駐車場等の整備

【住宅都市局】

(1) 適正な駐車場の確保

駐車場法（昭和32年法律第106号）および名古屋市駐車場条例（昭和34年名古屋市条例第9号）に基づき、適正に駐車場が整備されるよう指導した。

(2) パークアンドライドの推進

パークアンドライド推進に向けた広報を実施するとともに、「名古屋市パークアンドライド駐車場認定制度」および「名古屋市パークアンドライド駐車場整備等補助金交付制度」を継続した。

認定パークアンドライド駐車場：24箇所、1,167台

駐車場案内システム案内板（固定表示）による駐車場案内を継続するとともに、名古屋パーキングナビを随時更新し、駐車場への経路誘導やパークアンドライド駐車場を含めた駐車場情報の提供を実施した。

(4) 違法駐車を排除しようとする気運の醸成・高揚

【スポーツ市民局】

(1) 違法駐車追放気運の醸成

ア 違法駐車追放推進活動の実施

違法駐車追放気運の高い地域で、住民によるパトロールなどの啓発活動を重点的にを行い、違法駐車の解消を図る「違法駐車地域パトロール事業」を実施し、地域における追放気運の醸成を図った。

イ 市民運動の促進

6月を「名古屋さわやかロード月間」（違法駐車追放運動強化月間）として、駐車マナーパトロールや決起大会等の活動を区や学区等地域で行うとともに、違法駐車追放運動を交通安全市民運動の重点事項に位置付け、年間を通して活動を展開した。

(2) 広報の強化

ア チラシを作成し、関係機関に配布した。

イ 名古屋市公式ウェブサイトにより違法駐車追放の啓発を実施した。

14 道路交通情報の充実

(4) 分かりやすい道路交通環境の確保

【緑政土木局】

主要な幹線道路の交差点及び交差点付近において、国際化に対応した案内標識等の設置を実施した。

15 交通安全に寄与する道路交通環境の整備

(1) 道路の使用及び占用の適正化等

【緑政土木局】

(1)

区 分			名古屋市
放 置 自 動 車 撤 去			12 台
占 用 工 事 の 調 整 会 議			9 回
道 路 パ ト ロ ー ル	パ ト ロ ー ル 延 長		196,995 km
	工 事 現 場 監 察 件 数		9,442 件
道 路 上 の 不 法 占 用 物 件 是 正 対 策	置 看 板	指 導 数	320 件
		是 正 数	206 件
	は み だ し 商 品	指 導 数	18 件
		是 正 数	18 件
	の ぼ り	指 導 数	201 件
		是 正 数	145 件
	ダ ス ト ボ ッ ク ス	指 導 数	1 件
		是 正 数	0 件
	そ の 他	指 導 数	84 件
		是 正 数	48 件

【中部地方整備局】

(2) 道路占用調整会議 1 回を実施し、道路工事計画と占用埋設計画の調整を図った。

(3) 道路不法占用物件適正化対策として、置看板、のぼり旗等の排除を実施した。

(2) 子どもの遊び場等の確保

【緑政土木局】

(1) 街区公園等の整備

※事業費は街区公園整備のための
設計及び取り壊し費用

事業内容		事業量		事業費(千円)
小公園	街区公園	0 箇所	0ha	68,000

【子ども青少年局】

(2) 児童遊園地、どんぐりひろばの設置

種 別	区 分	事業量(箇所)	事業費(千円)
どんぐりひろば	補 修	209	46,464
児 童 遊 園 地	補 修	27	4,541
計		236	51,005

新 設	0	0
-----	---	---

(3) 道路法に基づく通行の禁止又は制限

【中部地方整備局】

車両制限令の特車許可件数・現地指導取締り回数・自動取締装置による指導回数

区 分 事 項	国土交通省
特車許可件数	32,995 件
現地指導取締り回数	11 回
自動取締装置による指導回数	14 回

(特車許可件数・現地指導取締り回数・自動取締装置による指導回数は、愛知県管内の件数)

(4) 地域に応じた安全の確保

【緑政土木局】

冬期積雪・凍結路面对策として適時適切な凍結防止剤散布を実施した。

16 踏切道における交通の安全

(1) 踏切道の立体交差化、構造の改良及び歩行者等立体横断施設の整備の促進

【緑政土木局】

項 目	事業量 (箇所)	事業費 (千円)
単独立体交差化等	2	947,000

第2 交通安全思想の普及徹底 1 段階的かつ体系的な交通安全教育の推進 (1) 幼児に対する交通安全教育
【スポーツ市民局、子ども青少年局、教育委員会】 (1) 交通指導員等による交通安全教室を幼稚園・保育所等で開催（178回）した。 (2) チャイルドシートの安全な装着の仕方を学ぶ講習会や着用推進を図るキャンペーンを開催（34回）した。
(2) 小学生に対する交通安全教育
【スポーツ市民局、緑政土木局、教育委員会、県警察本部】 (1) 各学校において、自転車の乗り方、自転車の点検整備等について、交通安全教育を実施した。（147回） (2) 原則として1学区1名の交通指導員を配置し、登下校の安全を図った。 (3) 各区ごとに通学路安全対策検討会を開催し、安全な通学路を確保するために必要な交通安全施設等について検討を行い整備に努めた。 また、通学路を始め児童の利用する施設等周辺の道路の安全点検、通学路の保護・誘導活動及び正しい通行方法の実践指導により交通事故の防止を図った。 (4) 新入学児童に黄色い帽子を送った。 (5) 新一年生の入学説明会の際に、交通指導員から保護者に向けて、子どもの「交通安全のお願い」のリーフレット（22,000枚）を渡すとともに、交通安全講話を行った。 (6) 児童を対象に、交通安全教室、交通安全講話等を実施し、交通安全意識の高揚と交通ルール、マナーの習慣付けを図った。（552回）
(3) 中学生に対する交通安全教育
【スポーツ市民局、緑政土木局、教育委員会、県警察本部】 (1) 各区ごとに開催する通学路安全対策検討会では、所轄の警察署や土木事務所、教育委員会等の関係機関が集まり、各学校からの要望事項を基に検討し、交通安全施設等の整備に努めた。 (2) 生徒を対象に交通安全講話や交通安全教室を実施し、交通安全意識の高揚と交通ルール、交通マナーの習慣付けを図った。（12回）
(4) 高校生に対する交通安全教育
【スポーツ市民局、教育委員会、県警察本部】 (1) 各学校において交通安全講話を実施し、交通安全意識の高揚と交通ルール・交通マナーの習慣付けを図った。（7回） (2) 生徒会活動や部活動を通じ、地域の交通安全意識向上を図る活動を実施した。
(5) 成人に対する交通安全教育
【スポーツ市民局】 (1) 成人の日に、成人を迎える若者による交通安全宣言を行い、交通安全意識の向上を図った。 【教育委員会】 (2) 各種講座、セミナー開設を通しての交通安全運動 家庭教育セミナー 市立幼稚園・小・中学校PTA・特別支援学校父母の会 379団体 参加人員 17,458人

(3) 名古屋市公式ウェブサイト上の「親学ノススメ」のページにおいて、新入学生児童の交通安全にかかる教育啓発チラシ「交通安全のお願い」を掲載し、意識向上を図った。
(6) 高齢者に対する交通安全教育
【スポーツ市民局、県警察本部】 (1) シルバー人材センターを通じ、チラシ等による啓発を実施した。(15,000枚) (2) 高齢者福祉相談員による、ひとり暮らし高齢者及び75歳以上の高齢者のみ世帯訪問時の交通安全啓発を実施した。 (3) 人身事故発生・高齢者交通安全ヒヤリ地図」等を参考に作成した「ヒヤリハットマップ」をインターネットで公開し、広く情報の共有を図り交通安全意識の向上を図った。 (4) 歩行者・自転車利用者の人身事故が多発した交差点の周辺地域で、事故の状況や注意点などの啓発活動を行った。 (5) 高齢者を対象に交通安全講話や交通安全教室を実施し、交通安全意識の高揚と交通ルール、交通マナーの習慣付けを図った。(82回)
3 交通安全に関する普及啓発活動の推進 (10) エコドライブの推進
【環境局】 (1) エコドライブ講習会等の実施 オンラインでの動画配信形式のエコドライブ講習会やエコドライブ講演会を開催した。
(11) その他の普及啓発活動の推進
【名古屋高速道路公社】 (1) 春・夏・秋・年末の交通安全運動期間において横断幕や情報板の掲出を行った。 (2) ラジオやSNSを通じて交通安全やゆとり運転の呼びかけなどを行った。
4 交通安全に関する民間団体等の主体的活動の推進等
【スポーツ市民局、教育委員会】 (1) 区安心・安全で快適なまちづくり協議会、学区連絡協議会等や各学校のPTAでは、交通安全運動期間中や交通事故死ゼロの日を中心とした交通安全パトロールや街頭交通指導、交通安全施設点検活動等、交通安全市民運動の中心的役割を担い、地域での交通安全活動を推進した。 (2) 社会教育関係団体による交通安全運動については、夏・冬・春の年3回、PTA会員による全市一斉のパトロールを実施した。 (3) 各種講座、セミナー開設を通しての交通安全運動 家庭教育セミナー 市立幼稚園・小・中学校PTA・特別支援学校父母の会 379団体 参加人員 17,458人 (4) 交通安全教育指導員(1名)を配置し、交通安全教育活動や交通指導員の教育指導を実施した。 (5) 交通指導員による交通安全教室を幼児・児童・高齢者を中心に開催した。
5 地域における交通安全活動への参加・協働の推進 (2) 通学路における交通安全点検の実施
【スポーツ市民局、緑政土木局】 (1) 東山学区(千種区)始め16学区で通学路安全点検調査を実施 (2) 各区ごとに開催する通学路安全対策検討会で、警察署や土木事務所、教育委員会等の関係機関が集まり、各学校からの要望事項を基に、交通安全対策を検討し、安全施設の充実を図った。

第3 安全運転の確保

4 事業用自動車の安全プラン等に基づく安全対策の推進

(8) 自動車運送事業者に対するコンプライアンスの徹底

【中部運輸局】

運行管理者等指導講習

- (1) 一般講習 73回 4,914名
- (2) 基礎講習 28回 1,594名
- (3) 特別講習 4回 78名

(9) 自動車運送事業安全性評価事業の促進等

【中部運輸局】

愛知県内認定事業所 1,931事業所

5 交通労働災害の防止等

(1) 交通労働災害の防止

【愛知労働局】

(1) 労働災害による死傷者数中交通事故による死者数の割合（令和3年）

全 産 業			道路貨物運送事業		
労働災害全 死者数(A)	道路上の交 通事故(B)	道路上の交 通事故の割 合(B/A)	労働災害全 死者数(A)	道路上の交 通事故(B)	道路上の交 通事故の割 合(B/A)
35人	7人	20%	7人	3人	43%

(2) 運転者の労働条件の適正化等

【愛知労働局】

(1) 自動車運転者の労働条件の適正化を主眼とする集団指導

道路貨物運送業 30回、ハイヤー・タクシー業 4回（局署合計）

自動車運転者の労働条件の適正化を主眼とする監督指導

道路貨物運送業 200件、ハイヤー・タクシー業 20件、バス業 3件

(2) 自動車運転者時間管理等指導員の労務改善活動（訪問指導）

道路貨物運送業 43件、ハイヤー・タクシー業 15件、バス業 15件

第 4 車両の安全性の確保

4 自動車の検査及び点検整備の充実

【中部運輸局】

(1) 指定自動車整備工場監査件数 6 4 4 件

(2) 自動車検査員研修 3 6 回 6, 1 1 1 人

6 救助・救急活動の充実

1 救助・救急体制の整備・拡充

【消防局】

(1) 交通事故に伴う救急、救助出動回数 (令和5年中)

区 別	救 急 出 動		救 助 出 動		
	出動件数 (件)	搬送人員 (人)	出動件数 (件)	活動件数 (件)	救出人員 (人)
千 種	442	386	3	3	3
東	287	248	4	2	3
北	522	477	7	5	5
西	522	455	7	6	6
中 村	507	468	3	3	3
中	611	513	5	4	4
昭 和	281	242	2	2	2
瑞 穂	240	214	0	0	0
熱 田	220	205	4	2	3
中 川	682	630	5	5	10
港	578	533	5	5	5
南	434	392	3	3	3
守 山	421	368	5	4	7
緑	497	463	6	6	6
名 東	356	323	5	3	7
天 白	340	319	2	2	5
市 外	28	25	2	1	2
計	6,968	6,261	68	56	74

【消防局】

(2) 交通事故に伴う救急出動の傷病程度別 (令和5年中)

区 分	軽 症	中等症	重 症	死 亡	計
搬送人員 (人)	5,008	1,134	109	10	6,261
比 率 (%)	80.0	18.1	1.7	0.2	

【教育委員会】

(3) 応急手当普及員講習

実施日	8月22日～23日
受講者数	32人

(4) 小・中・特・高・幼稚園全校(園)に、AEDは導入されている

校 数	412校
経 費	9,773,664円

※このほか、教員を対象とした現職教育として、各学校において心肺蘇生法講習会を実施している。

2 救急医療体制の整備

(1) 救急医療機関等の整備

【健康福祉局】

- (1) 市救急医療（時間外等）対策に関する懇談会の開催
- (2) 休日急病診療体制に対する助成
- (3) 救命救急センター運営費の助成
- (4) 広域災害・救急医療情報システム設置運営負担金の支出

(3) 救急啓発事業の推進

【健康福祉局、消防局】

- (1) 「応急手当普及啓発用パンフレット」(あなたが救える命のために)の作成配布
救命講習等を通じて市民に配布する救急副読本の作成及び広く市民に対して応急手当に関する知識の普及に努める。
作成部数: 20,000部
配布先: 救命講習会の参加者 等
- (2) 消防署員及び応急手当普及指導員等による救命講習等の開催
 - ア 普通救命講習
開催回数等: 937回、延べ 11,971人(令和5年中)
 - イ 上級救命講習
開催回数等: 56回、延べ 728人(令和5年中)
 - ウ 救命入門コース
開催回数等: 784回、延べ 10,494人(令和5年中)
- (3) 「小児救急ガイドブック(こどもの救急箱)」の作成及び配布
作成部数: 64,000部
配布先: 各保健センター(乳幼児健診時に配布)
- (4) 救急医療の適正利用に関する啓発に関するチラシの作成及び配布
作成部数: 83,300部
配布先: 市内の保育所・認定こども園・幼稚園
- (5) 救急医療の適正利用に関するポスターの掲示
作成部数: 270部
配布先: 名古屋市各公所及び名古屋市営地下鉄構内等
- (6) 救急医療の適正医療に関するデジタルサイネージの掲示
掲示期間: 14日間
掲示場所: 名古屋駅
- (7) 救急医療の適正利用に関するPRイベントの開催
開催回数: 3回
- (8) 救急医療の適正利用に関するSNSにおける広告の掲載
掲載期間: 動画広告43日間、画像広告20日間
動画視聴回数: 115,904回
画像閲覧回数: 123,723回
- (9) 救急医療の適正利用にする特設サイトの開設

第7 被害者支援の充実と推進

1 無保険（無共済）車両対策の徹底

【中部運輸局】

（1）街頭における指導取締実績

全 7回 調査対象 152両 違反車両 8両

（2）監視活動実績

監視回数 96回 監視車両 7,392両

通知書等配布車両 310両

2 損害賠償の請求についての援助等

（1）交通事故相談活動の推進

【スポーツ市民局】

交通事故相談室での相談

（1）「交通事故相談室」の利用状況

初回・延べ別	人 数
初回相談者数	113
延べ相談者数	114

相談要旨別件数

相談要旨	件 数
賠償責任者	23
賠償額の算定	41
過失の程度	3
示談の仕方	14
示談解決後の変更・取消	1
債務の不履行	1
自賠責保険の請求等	0
労災・社会保険の利用	1
訴訟・調停の利用	1
生活保護・福祉等の援護措置	0
後遺症の認定手続き	1
その他の	28
計	114

（2）「各種相談窓口のご案内」パンフレットに相談窓口を掲載し、市民に配布した。

（3）交通事故相談のPRを「広報なごや」に掲載した。

第 8 研究開発及び調査研究の充実

2 道路交通事故原因の総合的な調査研究の充実強化

【緑政土木局】

効果的な交通安全対策を実施するため、管理道路で発生した交通事故の事故データを収集し、官学連携等により事故の調査分析を実施した。